

防府市助産扶助費交付要綱

昭和53年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、防府市に居住する産婦で経済的理由により出産に要する費用の支出が困難な者に対し、出産に要する費用の一部を助成することにより、産婦の福祉の増進を図ることを目的とする。

(交付対象)

第2条 前条の規定による助成金（以下「助産扶助費」という。）の交付を受けることができる者は、次に掲げるすべての要件に該当する者でなければならない。

(1) 出産日において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市に住民票を有する産婦であること。

(2) 出産日の属する年度（出産日が4月又は5月の場合は前年度）において、市町村民税非課税の産婦であり、かつ、その配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が市町村民税非課税であること。

(3) 申請日において、本市の税金及び国民健康保険料（以下「市税等」という。）を滞納していない産婦であり、かつ、その配偶者が市税等を滞納していないこと。

2 申請日において、生活保護法（昭和25年法律第144号）により保護を受けている産婦については、前項第2号及び第3号の規定を適用しない。

(助産扶助費の額)

第3条 助産扶助費の額は、健康保険による出産育児一時金の対象費用から次に掲げる費用等を控除した額とし、80,000円を限度とする。

(1) 健康保険による出産育児一時金

(2) 生活保護法における出産扶助

(3) 本人希望による室料差額

(4) 文書料

(5) 高額療養費その他加入健康保険からの出産に伴う給付金

(6) 出産や治療に直接関係しない費用

(助産扶助費の交付申請)

第4条 助産扶助費の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、助産扶助費交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 出産に要した費用を支払ったことを証する書類
- (2) 出産育児一時金の支給を証する書類または直接支払制度合意文書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(助産扶助費の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、審査のうえ交付の可否及び交付額を決定し、助産扶助費交付決定通知書(第2号様式)又は助産扶助費不交付通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

(助産扶助費の交付)

第6条 助産扶助費の交付決定を受けた申請者は、請求書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による適正な請求書を受理したときは、当該申請者に対し助産扶助費を交付するものとする。

(助産扶助費の返還)

第7条 市長は、申請者が虚偽、その他不正な手段により助産扶助費の交付を受けていたときは、既に交付した助産扶助費の全部又は一部を返還させることができる。

附 則

この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行日前に出生した子に係る助産扶助費の交付については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第2号様式

助産扶助費交付決定兼支払通知書

番 号
年 月 日

様

防府市長

印

さきにあなたが申請されました助産扶助費については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 分娩者氏名及び出産年月日

分娩者氏名

出産年月日

2 助産扶助費交付決定額

金 円

3 振込年月日及び振込口座

振込年月日 年 月 日

振込口座

第3号様式

助産扶助費不交付通知書

番 号
年 月 日

様

防府市長 印

さきにあなたが申請されました助産扶助費については、下記の理由により不交付となりましたので通知します。

記

(理 由)